

訪問看護重要事項説明書

介護（予防）保険・医療保険

令和4年4月1日改定

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高崎市指定 第1060290176号)

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上のご注意など次の通り説明致します。

1 訪問看護事業者の概要

法人名称	株式会社 エムダブルエス日高
代表者	代表取締役 五十嵐正雄
法人所在地	群馬県高崎市日高町 349
設立年月	昭和53年10月

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	新高尾訪問看護ステーション	
事業所長	管理者 松本絵里奈	
所在地	(住所)	群馬県高崎市日高町 349
	(電話)	027-362-0697
サービスの種類	訪問看護サービス事業	
開設年月	平成19年9月1日	

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	新高尾訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)は、株式会社エムダブルエス日高が開設する、指定訪問看護・介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)ステーションである。ステーションが行う訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護・要支援者・健康保険利用者(以下「利用者」という。)に対し全人的視点で、日常生活を維持・回復させる事を目的とする。また利用者及びその家族が、住み慣れた地域で療養生活が継続できる様に、訪問看護サービス(以下「サービス」という。)を提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">ステーションの看護師等は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる様、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制、職務内容

管理者	看護師 1 名
看護師等	常勤換算 2.5 人以上
職務内容	看護師等は、医師の指示に基づいて訪問看護計画書を作成し（准看護師以外）訪問看護に当たり利用者に、適正なサービスを提供する。また、訪問看護の報告書を作成し（准看護師以外）主治医へ報告を行う。

(4) 事業実施地域及び営業時間

① 通常の事業の実施地域

高崎市	旧榛名町、旧倉淵村、旧新町、旧箕郷町、旧吉井町は除く
前橋市	旧大胡町、旧宮城村、旧粕川村、旧藤見村は除く

② 営業日及び営業時間

営業日	祝祭日・年末年始を除く平日（月曜日～土曜日）
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	24時間対応体制

3 サービス内容

すべて主治医の指示（指示書）に基づき提供される。

病状の観察、食事、排泄、清潔等の日常生活援助と指導、療養生活や介護方法の相談と指導
 リハビリテーションと自主トレーニングの指導、褥瘡の予防・処置と指導、カテーテル管理と指導
 医療処置・医療機器の管理と指導、疾患に対する専門的看護と指導、内服薬の管理と指導
 認知症ケアの相談と指導、ターミナルケア（予防以外）等

* 指示書代は自己負担（医療機関にて医療費で算定）

* 医療機関、介護老人保健施設、介護療養型医療施設または介護医療院、短期入所療養介護施設を退院・退所した日について、厚生労働大臣が定める状態に加え、主治医が必要と認めた状態にある場合は訪問看護が提供できる。

4 費用

【 介護・介護予防保険 】

* 当事業所はサービス 6 級値のため 1 単位 10.42 円で算出

* 一定以上の所得がある方は、サービスを利用した際の負担が 2 割もしくは 3 割

(1) 訪問看護費（介護報酬）

所要時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満
看護師	313単位 予防 302	470単位 予防 450	821単位 予防 792	1125単位 予防 1087
准看護師	看護師所定額の 90/100			
理学療法士等	1回あたり 293単位（予防283単位）			

(2) 定期巡回随時訪問介護看護費（介護報酬）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護師	2954単位/月				3754単位/月
准看護師	看護師所定額の 98/100				

* 定期巡回随時訪問介護看護を利用される方のみ算定

(3) 加算（介護報酬）

加算の種類	単位数	加算要件
サービス提供体制加算	(1) 6単位 (2) 3単位 定期巡回50単位/月	当該加算の体制・人材要件を満たす場合
初回加算	300単位/月	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合で、訪問看護計画書を作成した場合
緊急時訪問看護加算	574単位/月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算（Ⅰ）	500単位/月	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行った場合 ・気管カニューレ、留置カテーテル等
特別管理加算（Ⅱ）	250単位/月	・在宅酸素、人工肛門または人工膀胱、自己導尿 在宅自己腹膜灌流指導、真皮を超える褥瘡 在宅中心静脈栄養、経管栄養、人工呼吸器等
退院時共同指導加算	600単位/回	病院等に入院入所している方が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
ターミナルケア加算	2000単位/月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
夜間・早朝加算	基本単価の25%/回	夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）にサービスを提供する場合
深夜加算	基本単価の50%/回	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月	訪問介護事業所との連携
複数名訪問加算Ⅰ	254単位/回	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位/回	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問加算Ⅱ	201単位/回	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合
	317単位/回	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300単位/回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を提供した場合
中山間地域への訪問	基本単価の5%/回	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合

*介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額負担となる。

*介護認定を受けていない場合はサービス利用料金が一旦は全額負担となる。要介護の認定を受けた後自己負担額を除く金額が介護保険から払い出される（償還払い）。利用者が保険給付（償還払い）の申請を行う場合は、必要事項を記載した「サービス提供証明書」を発行する。

*交通費：実施地域エリア外の場合の交通費は1回500円

【 医療保険 】

* 疾患や状態等により該当となった場合

基本療養費・加算	費用・要件
基本療養費 I・II	週3回まで5550円/回 週4日目以降6550円/回
基本療養費 III	8500円/回 外泊中に訪問看護を利用した場合（状態により2回まで可）
管理療養費	7440円（月の初回の訪問日）/回 3000円（2日目以降の訪問日）/回
24時間対応体制加算	6400円/月
緊急訪問看護加算	2650円/回 主治医（診療所、在宅療養支援病院）の指示にて訪問した場合
特別管理加算（重度）	5000円/月（内容は介護保険と同様）
特別管理加算	2500円/月（内容は介護保険と同様）
退院時共同指導加算	8000円/月 2000円/月（特別管理指導加算）*特別管理加算の対象者
退院支援指導加算	6000円/月 8400円/月（厚生労働大臣が定める状態の利用者に対し、長時間訪問を行った場合）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000円/回（月2回まで可） 対面でなくとも、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて実施しても可。
難病等複数回訪問看護加算	4500円/回（2回まで） 8000円/回（3回以上）
ターミナルケア療養費 I	25000円（介護保険の訪問看護との通算可） 在宅または特別養護老人ホーム、その他の施設で死亡。死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。退院日の退院支援指導を含めて判断可。
ターミナルケア療養費 II	10000円 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者の場合にターミナルケアを行う。
看護・介護職員連携強化加算	2500円/月
長時間訪問看護加算	5200円/週 状態により3回/週まで可
夜間・早朝加算	2100円/回
深夜加算	4200円/回
遠隔死亡診断補助加算	1500円 指定の研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合算定。

* 交通費は別途負担。当ステーションの所在地と利用者宅の所在地との距離に応じて算出。

- ・1km未満・・・100円
- ・1km以上1kmにつき・・・100円加算

【その他の費用】

- ・保険外サービス・・・30分につき5000円（保険の該当加算料金の全額）
- ・営業日以外訪問看護サービス・・・1回につき2000円加算（保険外サービスも適応）
- ・計画外緊急時訪問（緊急訪問看護加算算定以外）・・・5400円
- ・看取り時の処置・・・10000円
- ・キャンセル料・・・2000円/回 自宅へ到着後は交通費も発生（介護保険は一律500円/回）
保険外サービスの場合も適応する。前日の17時までのサービスを変更・中止の連絡の場合はキャンセル料は発生しない。当日のキャンセル料も、やむを得ない事情による場合はその限りではない。

5 支払い方法

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した翌月の27日（祝休日の場合は翌日）に利用者が指定する口座より引き落としさせていただきます。
銀行振り込み	サービスを利用した翌月に事業者が指定する口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した翌月に現金でお支払いください。

*口座引き落としの手続きが完了していない場合は、直接窓口でのお支払いもしくは振り込みのいずれかとさせていただきます。上記の支払い方法が、やむを得ずできない場合はその限りではない。

6 サービスの中止・変更・追加

サービス利用の中止・変更・追加	利用者の都合によるサービス利用の中止・変更・追加は、介護保険の場合は介護支援専門員との協議が必要となる。
サービス利用の変更・追加の対応が困難な場合	利用者の申し出に対して、看護師等の稼働状況により希望する時間にサービス提供ができない場合は、他の利用可能日時を提示して協議を行う。
訪問予定日時の変更	サービスの性質上（緊急対応や交通事情等）予定時間に訪問できない場合や、看護師等の休暇にて予定日の変更をお願いすることがあるが、必ず電話や訪問時に相談し同意を得る事とする。

7 サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う看護師等	・担当看護師等を決定する。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の看護師等が交替してサービスを提供する。
看護師等の交替	・看護師等の交替の希望は原則受けられない。しかしその理由が業務上不適当と認めた場合は、交替できるが要望に沿えない事もある。また、利用者から特定の看護師等の指名はどんな理由があっても受けられない。事業者の都合にて担当看護師等を交替する事があるが、その場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとする。
看護学生・看護師研修の受け入れ	・病院勤務看護師の研修・看護学生の実習受け入れ事業者であるため、看護師等と同行する必要があるが、事前に相談し同意を得る事とする。協力の拒否をしても利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益は生じない。
サービス実施時の留意事項	・利用者はサービス内容で定められたサービス以外の業務（食事の用意・洗濯・買い物・家族への看護等）を依頼する事はできない。サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行う。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとする。 ・訪問には自動車を使用するため駐車場の確保が必要となる。駐車場が無い場合は、路上駐車はできないので利用者が用意する。

	<p>コインパーキングを利用の場合は、料金は利用者負担となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスに必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただく。 ・サービスに使用する衛生材料等は、利用者と主治医の話し合いによって利用者が用意する。 ・褥瘡やその他処置について写真撮影を行う事の上承を得る。 <p>（情報共有し経過観察を行うため。また主治医より追加指示を受けるため）</p>
サービス内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービス内容が実施できない場合には、サービス内容の変更を行う。その場合、事業者は変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求し、介護支援専門員への報告も行う。

8 緊急時における対応方法

* サービス提供中に利用者の体調に急変等があった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに利用者の電話から主治医へ連絡し指示を求める等、必要な措置を講じます。

救急搬送が必要となった場合は救急車の手配を家族に行っていただく。（場合によっては看護師が行う）看護師等は救急車への同乗・病院への動向も原則行わない。受け入れ病院への状態報告（電話や書面）と介護支援専門員への報告は行う。

9 訪問看護師の禁止行為

* 訪問看護師は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行わない。

- ① 医師の指示に基づかない医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受（お茶などの接待も含む）
- ③ 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑦ 利用者もしくは家族等へのハラスメント行為（身体的・精神的な暴言、暴力や性的嫌がらせ、誹謗中傷、長時間に及ぶ拘束、背信行為等の著しい迷惑行為）

10 サービス利用者の禁止行為

- ① 当事業所の職員に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ② 当事業所の職員へのハラスメント行為（身体的・精神的な暴言、暴力や性的嫌がらせ、誹謗中傷、長時間に及ぶ拘束、背信行為等の著しい迷惑行為）

* 上記禁止行為により、健全な信頼関係を築くことが困難と判断した場合は、サービス中止や契約を解除する事がある。

11 秘密保持について

・事業者はサービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

・前項にかかわらず、契約書にかかわるサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、契約者及びその家族等の個人情報を用いる事に契約者は同意します。

12 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- ・利用者からのご意見等は都度受け付けます。
- ・第三者による評価は受けていません。

13 虐待防止について

・ご契約者の人権擁護・虐待防止の為に、当事業所の支援・相談体制等を整えるほか、契約者及び家族からの苦情処理の体制整備等に努めます。またサービス事業者または療養者による虐待を受けたと思われる事項を発見した場合は速やかにこれを保険者に通報致します。

14 感染症予防

- ・当事業所の職員は毎日検温を実施し、手洗い・マスクの着用等を行い感染予防に努めています。
- ・サービス利用前に体温測定を実施して頂き、体温が 37.5℃を超える場合や体調が優れない場合は事前に事務所までお電話でご相談ください。場合によってはご利用を控えて頂くこともあります。
- ・可能な限りマスクの着用にご協力願います。

15 業務継続計画の策定等

- ・感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

16 苦情の受付

(1) 当事業所に対する苦情やご相談

新高尾訪問看護ステーション	所在地	高崎市日高町 349
	電話番号	027-362-0697 FAX 番号 027-362-1420
	受付窓口	担当者 松本絵里奈（職名 管理者）
	受付時間	毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高崎市役所 介護保険担当課	所在地	高崎市高松町 35 番地 1
	電話番号	027-321-1250
前橋市役所 介護保険担当課	所在地	前橋市大手町 2 丁目 12 番地 1 号
	電話番号	027-224-1111
群馬県国民健康保険連合会	所在地	前橋市元総社町 335-8
	電話番号	027-290-1323
	受付時間	毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9：00～17：00

以上